

「新 かがしま子ども未来プラン」(仮称)の策定について

1 策定の背景

- 平成26年4月の「次世代育成支援対策推進法」の延長や、依然として少子化に歯止めがかからないことを踏まえ、県として引き続き少子化対策に取り組む必要がある。
- 少子化社会対策大綱(平成27年3月決定)等を踏まえ、県の行動計画となる新プランを策定する。

<経緯>	【別紙1参照】	
県	・旧プラン	前期計画(H17.4～H22.3) 後期計画(H22.4～H27.3)
-----		
国	・H25年6月	「少子化危機突破のための緊急対策」決定
	・H26年4月	次世代育成支援対策推進法の延長
	・7月	「少子化非常事態宣言」(全国知事会)
	・H27年3月	「少子化社会対策大綱」決定

2 新プランの位置づけ

- 新プランは、本県の少子化対策や子育て支援、母子保健対策等に関する施策を総合的に推進するための指針(行動計画)として位置づける。
- 併せて、次の計画の内容を含むものとして位置づける。
  - (1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「貧困計画」
  - (2) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども若者計画」
  - (3) 「母子保健計画について」(平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の策定指針に基づく「母子保健計画」

3 新プランの計画期間(前期計画)

5年間(平成27年度～平成31年度)

4 新プランの計画策定の考え方及び体系

区分	新プラン(前期計画)	旧プラン(後期計画) (H22.4～H27.3)
新プラン策定の考え方	次世代法に基づく国の「行動計画策定指針」及び <u>少子化社会対策大綱の考え方を踏まえ</u> 、結婚支援の強化をはじめ、妊娠・出産、子育て、仕事の <u>ライフステージに応じた切れ目のない支援</u> を盛り込み策定	次世代法に基づく国の「行動計画策定指針」を踏まえ策定
新プラン体系 【別紙2参照】	<u>「少子化社会対策大綱」に準拠した体系</u>	「行動計画策定指針」に準拠した体系

## 5 新プラン素案の構成

### 【計画素案の抜粋】

第1章	計画の策定
第2章	計画策定の背景
第3章	基本理念及び基本目標
第4章	施策展開の方向
	[1] ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援
	1 総合的な結婚支援の推進
	2 安心して妊娠・出産するための支援の推進
	3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進
	4 成長に応じた教育の推進
	5 仕事と子育ての両立支援等の推進
	[2] 社会全体で行動し、少子化対策を推進
	1 結婚，妊娠・出産，子ども・子育てに温かい社会づくり
	2 企業の取組促進
第5章	数値目標
第6章	計画の推進体制

## 6 策定スケジュール

年 月	新プラン
平成 26 年度	・ 県民意識調査の実施
平成 27 年	
8 月	・ 少子化対策推進本部会議
9 月	
10 月	
11 月	・ 少子化対策推進本部会議 ・ 子ども・子育て支援会議（素案提示）
12 月	・ 県議会への説明（素案提示） ・ パブリックコメント
1 月	↓
2 月	・ 少子化対策推進本部会議 ・ 子ども・子育て支援会議（最終案提示）
3 月	・ 県議会への説明 ・ 新プラン決定

## 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（都道府県行動計画）

**第九条** 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育て支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2～8（略）

## 少子化対策基本法（抜粋）

（施策の大綱）

**第七条** 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県子どもの貧困対策計画）

**第九条** 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

（都道府県子ども・若者計画等）

**第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

## 「母子保健計画について」（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

「…『健やか親子21』の趣旨を踏まえ、今般、母子保健計画の策定に当たり参考となるものとして、別紙のとおり母子保健計画策定指針をお示しすることとした。」

（別紙）

母子保健計画策定指針

**第1** …このため、各地方公共団体においては、母子保健計画を策定することが求められる。

## 最近の少子化をめぐる動き

- 未婚化・晩婚化による少子化の進行に歯止めをかけることが必要
  - ・生涯未婚率（平成22年） 本県 男20.4%，女10.6%
  - ・平均初婚年齢（平成26年） 本県 男30.5歳，女29.0歳
  - ・合計特殊出生率（平成26年） 本県 1.62（全国7位）
  - ・出生数（平成26年） 本県 14,234人
- 核家族化の進展，地域のつながりの希薄化など家族や地域の状況に対応した子育て支援が必要

### 【国】

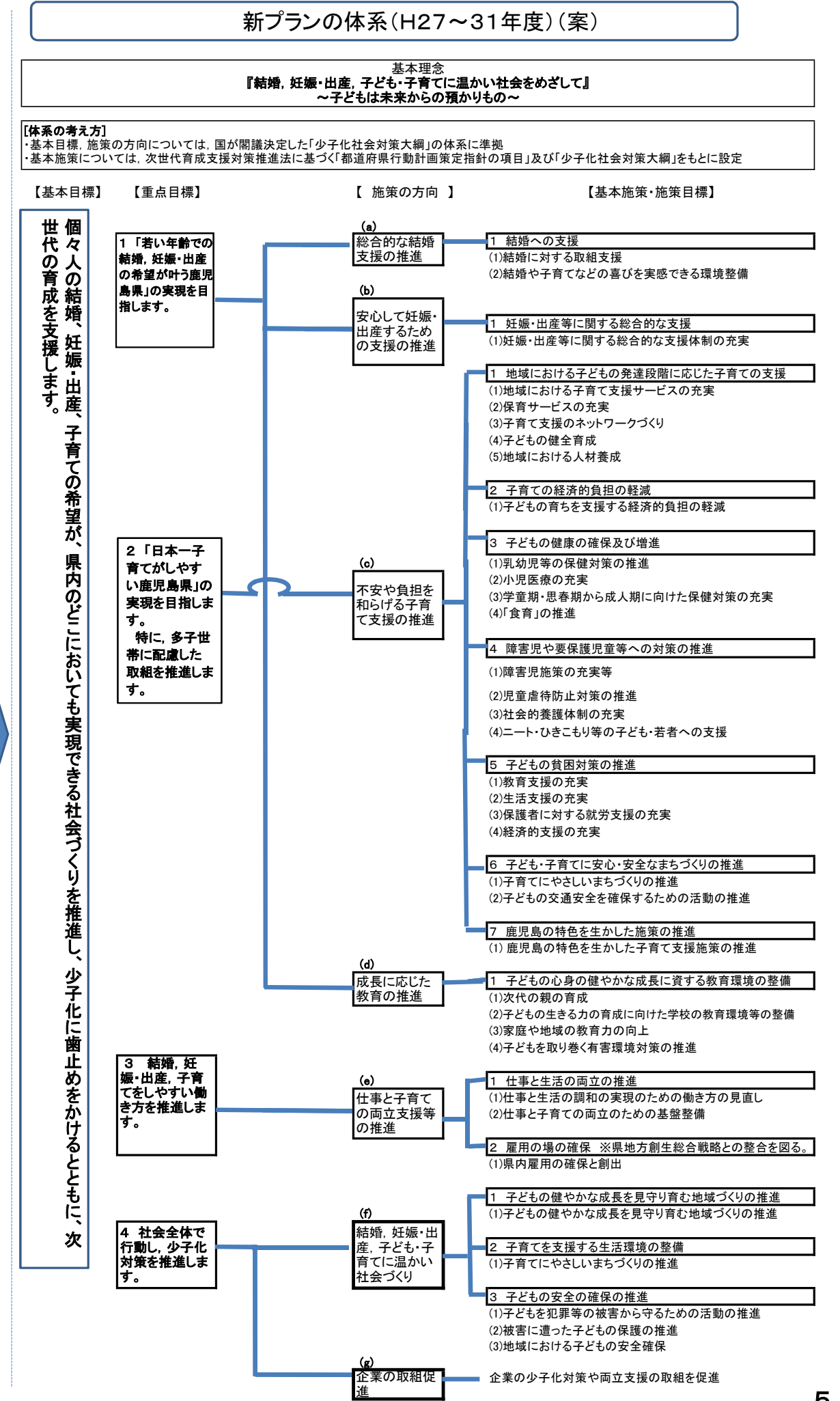
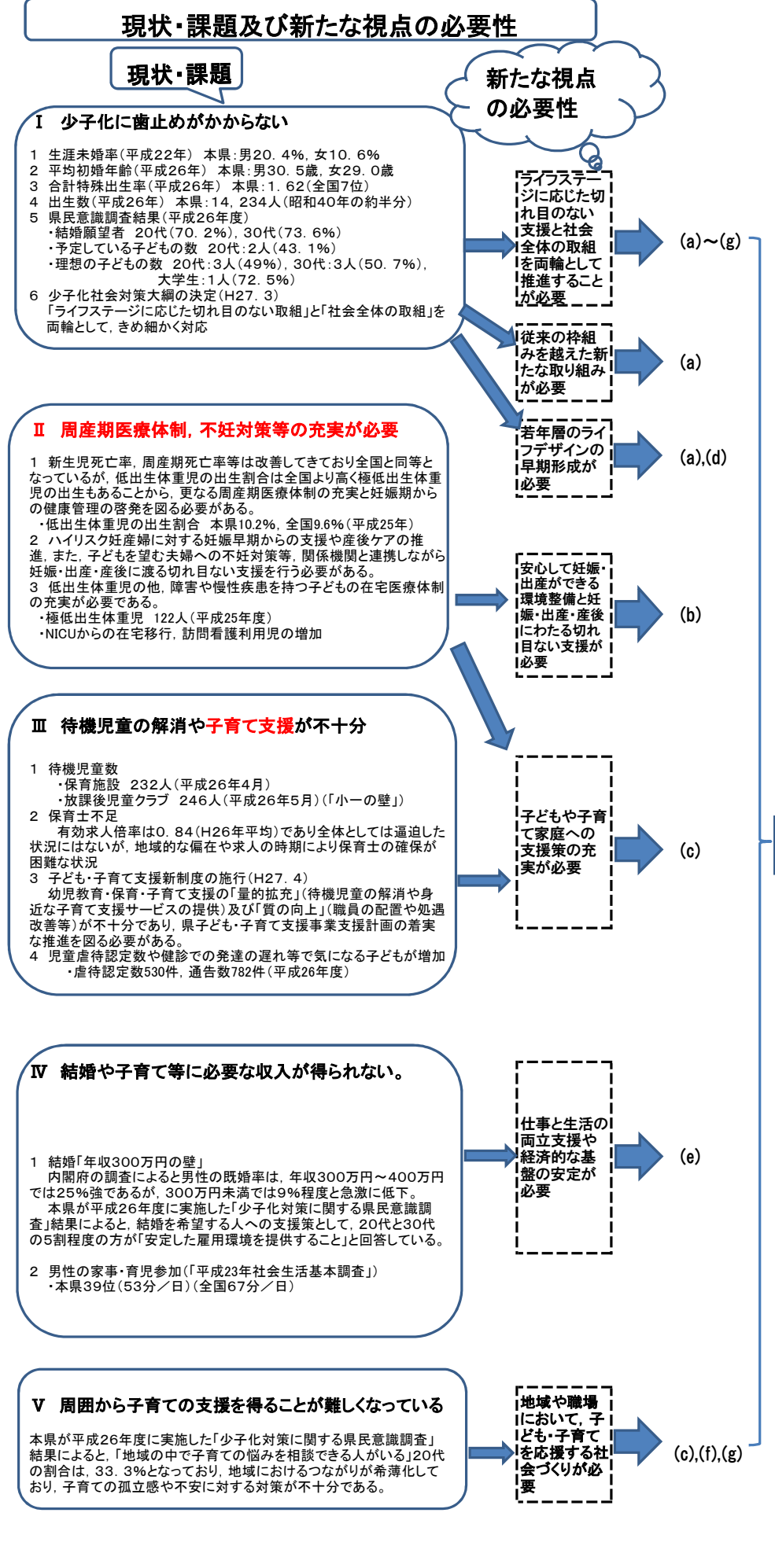
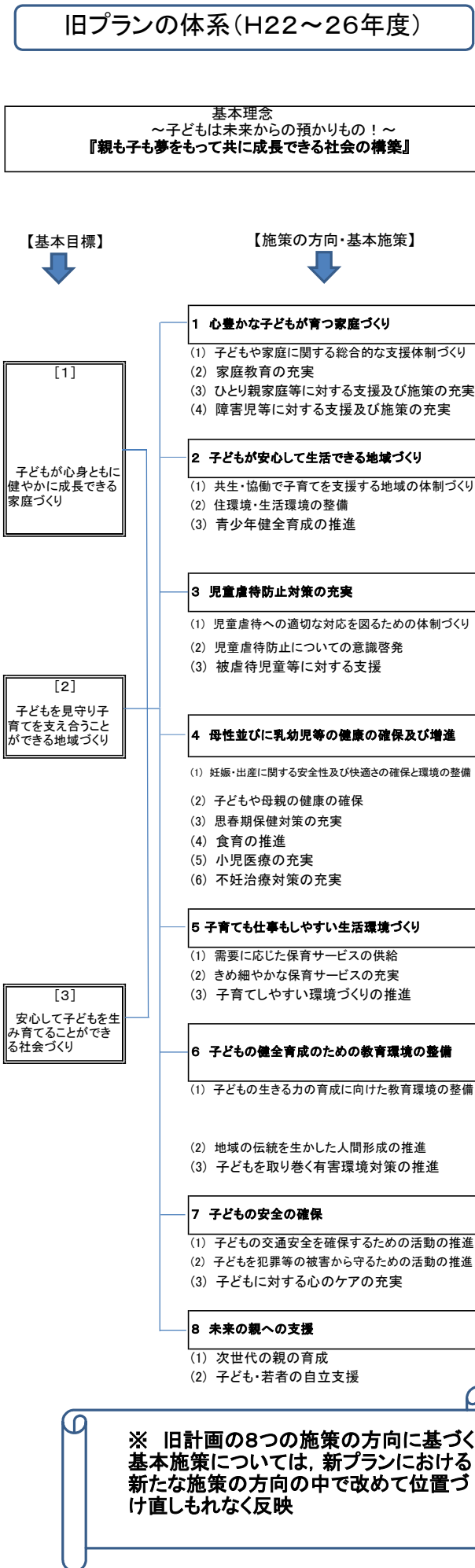
- ①子ども・子育て支援法の公布  
(H26. 8)
- ②待機児童解消加速化プラン  
(H25. 4)  
「約20万人分の保育の受け皿確保」
- ③少子化危機突破のための緊急提言  
(H25. 11)  
「結婚，妊娠・出産，子育ての切れ目のない支援」を提言
- ④次世代育成支援対策推進法の延長  
(H26. 4)
- ⑤人口減少問題検討分科会  
(日本創生会議) (H26. 6)  
「全国の自治体の半数が将来消滅する可能性がある」。
- ⑥少子化非常事態宣言（全国知事会）  
(H26. 7)
- ⑦放課後子ども総合プラン  
(H26. 7)  
「約30万人分を新たに整備」
- ⑧少子化社会対策大綱 (H27. 3)  
「結婚，妊娠・出産，子育ての切れ目のない支援」を明記
- ⑨子ども・子育て支援新制度施行  
(H27. 4)

### 【本県】

- 〔かごしま子ども未来プラン（後期）計画〕策定（H22. 3）
- ①県子ども・子育て支援会議設置  
(H25. 11)
  - ②少子化対策に関する県民意識調査
    - ・調査時期 平成26年12月
    - ・調査対象 一般県民，大学生
    - ・調査結果（抜粋）
      - ア 結婚願望者
        - 20代：70.2%
        - 30代：73.6%
      - イ 理想の子供の数
        - 【20代】3人：49.0%
        - 2人：35.3%
        - 【大学生】1人：72.4%
      - ウ 予定している子供の数
        - 【20代】2人：43.1%
        - 3人：28.4%
      - エ 上記イとウの差の主な理由  
「子育てや教育にお金がかかる」  
【20代】71.4%
      - オ 少子化対策が必要と考える者の割合 【全年齢】80.6%
  - ③県子ども・子育て支援事業支援計画策定  
(H27. 3)

「新かごしま子ども未来プラン」（仮称）の策定に反映

新かごしま子ども未来プラン(仮称)の施策体系(イメージ)



# 少子化社会対策大綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

- 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針
- 年度内の策定が「骨太2014」において決定されており、平成16年、22年に続き、今回は3回目

＜少子化社会対策基本法＞（平成15年法律第133号）  
（施策の大綱）

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

## I はじめに

- 少子化は、**個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響**。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況
- 少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、**克服できる課題**
- 直ちに**集中して取り組む**とともに、**粘り強く少子化対策を推進**
- 結婚、妊娠、子供・子育てに**温かい社会**の実現に向けて、**社会全体で行動を起こす**べき

## II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、**社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実**
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標  
※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など 社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、Ⅲで掲げる**重点課題**を設定し、政策を**効果的かつ集中的に投入**
- (5) **長期展望**に立って、**子供への資源配分を大胆に拡充**し、継続的かつ総合的な対策を推進

### Ⅲ 重点課題

#### 1. 子育て支援施策を一層充実

##### ○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備  
⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」  
⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実  
⇒今後さらに「質の向上」に努力

##### ○待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」  
⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保  
⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

##### ○「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」  
⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

#### 2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

##### ○経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定  
⇒若者雇用対策の推進のための法整備等
- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進  
⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設
- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

##### ○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援  
⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

#### 3. 多子世帯へ一層の配慮

##### ○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用

##### ○自治体、企業、公共交通機関などによる

##### 多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

#### 4. 男女の働き方改革

##### ○男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正  
⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
- ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革  
⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
- ・男性が出産直後から育児できる休暇取得  
⇒企業独自の休暇制度導入や育児取得促進

##### ○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進  
⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援  
⇒「女性活躍推進法案」

#### 5. 地域の実情に即した取組強化

##### ○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
- ・先進事例を全国展開

##### ○「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組

## IV きめ細かな少子化対策の推進

### 1. 各段階に応じた支援

#### ○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供  
⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

#### ○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備  
⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減  
⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実  
⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・マタニティハイラスメント・パタニティハイラスメントの防止  
⇒企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

#### ○子育て

- ・経済的負担の緩和  
⇒幼児教育の無償化の段階的実施
- ・三世代同居・近居の促進  
・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上  
⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援  
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

#### ○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育  
⇒教材への記載と教職員の研修

#### ○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示  
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

### 2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

#### ○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

### V 施策の推進体制等

#### ○国の推進体制

- ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進

#### ○施策の検証・評価

- ・数値目標を設定
- ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討

#### ○大綱の見直し

- ・おおむね5年後を目途に見直し

#### ○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有  
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくするみんなマーク普及によるインセンティブ付与



## 基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

## 主な施策の数値目標(2020年)

### 子育て支援

- 認可保育所等の定員：**267万人**(2017年度) (234万人(2014年4月))  
⇒ 待機児童 **解消をめざす**(2017年度末) (21,371人(2014年4月))
- 放課後児童クラブ：**122万人** (94万人(2014年5月))  
⇒ 待機児童 **解消をめざす**(2019年度末) (9,945人(2014年5月))
- 地域子育て拠点事業：**8,000か所** (6,233か所(2013年度))
- 利用者支援事業：**1,800か所** (291か所(2014年度))
- 一時預かり事業：**延べ1,134万人** (延べ406万人(2013年度))
- 病児・病後児保育：**延べ150万人** (延べ52万人(2013年度))
- 養育支援訪問事業：**全市町村** (1,225市町村(2013年4月))
- 子育て世代包括支援センター：**全国展開** 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 **100%**

### 男女の働き方改革(ワークライフバランス)

- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：**80%**(一) □ 第1子出産前後の女性の継続就業率：**55%**(38.0%(2010年))
- 男性の育児休業取得率：**13%**(2.03%(2013年度))

### 教育

- 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合：**70%**(34%(2009年)) (注)先進諸国の平均は約64%

### 結婚・地域

- 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数：**70%以上の市区町村**(243市区町村(約14%)(2014年末))

### 企業の取組

- 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数：**44万店舗**(22万店舗(2011年))

### 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合：**50%**(19.4%(2013年度))

■は新規の目標